第三十三条の十七の次に次の一条を加える。

（都道府県知事への通報等）

第三十三条の十八　指定都市の長は、当該指定都市の区域において採石業者が第三十三条の規定に違反して岩石の採取を行つたと認めたとき、又は第三十三条の十二の規定による認可の取消しをしたときは、その旨を当該採石業者の登録をした都道府県知事であつて当該指定都市の区域を管轄するものに通報しなければならない。

2　都道府県知事は、第三十二条の十第一項の規定による処分をしたときは、その旨を当該処分に係る者の採取計画（当該都道府県知事が管轄する区域内の指定都市の区域に係るものに限る。）について第三十三条の認可をした指定都市の長に通報しなければならない。

（高圧ガス保安法の一部改正）

第十二条　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十九条の二」を「第七十九条の三」に改める。

第七十八条の四の見出し中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。第七十九条の二及び第七十九条の三において同じ。）の長」を加える。

第七十九条の二中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、第五章中同条の次に次の一条を加える。

（大都市の特例）

第七十九条の三　第二章及び第三章（第二十九条第三項、第二十九条の二第一項、第三十条、第三十一条第二項並びに第三十一条の二第一項及び第三項を除く。）並びに第三十九条の十一、第四十九条の三十（第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の三十五、第五十六条の四第三項（第五十六条の六の十四第四項及び第五十六条の八第三項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十三条、第六十四条、第六十五条第一項及び第七十四条の規定により都道府県知事が処理することとされている事務（公共の安全の維持又は災害の発生の防止の観点から都道府県知事が当該都道府県の区域にわたり一体的に処理することが指定都市の長が処理することに比して適当であるものとして政令で定めるものを除く。）は、指定都市においては、指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

（租税特別措置法の一部改正）

第十三条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十条の七第二項第一号中「経済産業大臣認定」を「円滑化法認定」に改め、同項第四号中「経済産業大臣認定」を「円滑化法認定」に、「経済産業大臣の」を「経済産業大臣（同法第十六条の規定に基づく政令の規定により都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、当該都道府県知事）の」に改め、同条第三十一項中「経済産業局長」の下に「（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十六条の規定に基づく政令の規定により円滑化法認定を都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、当該都道府県知事。次項、次条第三十一項及び第三十二項並びに第七十条の七の四第十六項及び第十七項において同じ。）」を加える。

第七十条の七の二第二項第一号及び第四号中「経済産業大臣認定」を「円滑化法認定」に改める。

第九十八条の表の都道府県の項中「及び第七十条の六の四第十八項」を「、第七十条の六の四第十八項、第七十条の七第三十一項及び第七十条の七の二第三十一項（第七十条の七の四第十六項において準用する場合を含む。）」に改める。

（砂利採取法の一部改正）

第十四条　砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第四号まで」を「第五号まで及び第七号」に改める。

第六条第一項中「第四条第一項の申請書を提出した」を「第二条の登録を受けようとする」に、「当該」を「第四条第一項の」に改め、同項第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第七号において「暴力団員等」という。）

第六条第一項に次の一号を加える。

七　暴力団員等がその事業活動を支配する者

第八条第一項ただし書中「第四号まで」を「第五号まで又は第七号」に改める。

第十二条第一項第一号中「又は第四号の規定」を「から第五号まで又は第七号のいずれか」に改め、同項第二号中「第六条第一項第五号」を「第六条第一項第六号」に改め、「の規定」を削る。

第十五条第二項中「第六条第一項第五号ロ」を「第六条第一項第六号ロ」に改める。

第十五条　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十条の次に次の一条を加える。

（都道府県が処理する事務）

第四十条の二　この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第四十一条第二項中「前条第六項」を「第四十条第六項」に改める。

（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正）

第十六条　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条・第十七条」に改める。

第十六条を第十七条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

（都道府県が処理する事務）

第十六条　この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第五章　国土交通省関係

（建築基準法の一部改正）

第十七条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「によつて」を「により」に、「協議し、その同意を得なければ」に改め、同条第四項中「による同意を得た場合において」を「により協議して」に、「市町村の」を「当該市町村の」に改める。

第八十条を削る。

第八十条の二第二号中「禁錮」を「禁錮（こ）」に改め、同条を第八十条とする。

第八十条の三中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第八十条の二とする。

第八十三条中「外」を「ほか」に改め、「委員の」の下に「任期、」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、委員の任期については、国土交通省令で定める基準を参酌するものとする。

第九十七条の三に次の一項を加える。

4　特別区が第四条第二項の規定により建築主事を置こうとする場合における同条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「協議しなければ」とあるのは「協議し、その同意を得なければ」と、同条第四項中「により協議して」とあるのは「による同意を得た場合において」とする。